

令和7年11月17日  
公益社団法人 日本栄養士会

## 保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の 改定・改訂に向けた意見

### 1 はじめに（趣旨）

本会は、国民の健康の保持増進及び栄養改善を目的とし、全国の管理栄養士・栄養士を会員とする職能団体です。会員は、栄養と食の専門職として個人の各ライフステージにおける栄養課題の解決に向けて、多様な職域で次世代につながる栄養政策・食育の推進に取組んでおります。

乳幼児期は、身体的成長のみならず、神経系、認知機能、情緒及び社会性等、生涯にわたる健康と人格形成の基盤が築かれる極めて重要な時期です。この時期における適正な栄養摂取は、発育発達を支える根幹であり、子どもの生涯にわたる心身の健康、学習能力及び社会的適応にまで影響を及ぼすことが多くの科学的研究から明らかになっています。

したがって、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下、保育所等）においては、全ての子どもが日々の保育の中で食事提供を通じて適切な栄養を確保するとともに、食を通して生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うことができるよう、保育所等に関わる専門職種である管理栄養士・栄養士、栄養教諭、保育士、保育教諭等は、保育所等に入所することの保護者及び地域の子育て家庭への支援を地域の関係機関、団体等との更なる連携及び協力を図り、積極的に取り組み、保育の質の向上を図る必要があると考えます。

現在、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「指針」という。）の改定・改訂に向けた検討が進められていることを踏まえ、栄養及び食育の専門的立場から、以下のとおり意見を提出いたします。

### 2 現状と課題

#### （1）乳幼児期の栄養の重要性

乳幼児期は、成長速度が速く、臓器・神経・免疫等の機能が形成される時期であり、十分かつ適切な栄養摂取が不可欠です。栄養の不足や偏りは、発育遅延、情緒・認知機能の発達遅滞、生活習慣病のリスク増大など、長期的な心身の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

保育所等は、乳幼児の食事提供の一部を担う場として、発達段階に応じた栄養の確保及び食生活習慣の形成を支える社会的責務を有しています。

## （2）栄養士配置と地域連携の課題

現在保育所等では、管理栄養士・栄養士が子どもの発育・発達状況・健康状態・栄養状態・生活状況を把握し、調乳、離乳食、乳幼児食、食物アレルギー食、障害や病気のある子どもの食事、体調を考慮した食事、宗教に配慮した食事等々、一人一人の子どもに応じた安全・安心な食事の提供や栄養管理を実施することにより、子どもの健やかな発育・発達を支援しています。

また、社会的背景も含めて多様化している子どもに対し、多職種が連携した子どもや家庭への支援では、管理栄養士・栄養士の専門性を活かした対応が求められており、その責務はますます増大しています。現行指針においては、「栄養士がいる場合」における職務や役割については一定の記載があるものの、保育所等における栄養士が果たすべき専門的役割（栄養管理、栄養食事支援、食育等）や栄養支援体制についての具体的記載がありません。

さらに、小規模保育所・家庭的保育事業等は、地域の多様な保育ニーズに応じて急速に整備が進んだ一方、人員配置や専門職連携の面で脆弱性が残ると指摘されています。そのため栄養士が配置されていない施設では、献立の作成を保育士や調理員が担っている場合が多く、給与栄養目標量や食品構成の基準に基づく計画的な栄養管理が困難な状況がみられます。また、調理業務が委託されているケースも多く、食物アレルギー対応や食物制限への医学的判断に基づく適切な運用が十分行われていないことも懸念されています。さらに、計画的・発達段階に応じた食育活動（調理体験・栽培・季節の食文化紹介など）が実施されにくいと考えます。栄養士がいない施設においても、全ての子どもの健全な発育発達を促すためには、地域の行政機関、学校、医療機関等の管理栄養士・栄養士との連携体制を構築し、一人一人の子どもに応じた安心・安全な食事の提供や栄養管理、そして、食育の推進等に専門性が生かされることが求められています。

## （3）疾病等を有する児への支援の充実

現行指針では、食物アレルギー児への対応については一定の記載があるものの、障害児や医療的ケアの必要な児に関しては具体的な記述がありません。

これらの子どもに対しては、医療的支援に加え、病態や発達段階に応じた個別的な栄養管理と食支援が不可欠です。そのためには、管理栄養士・栄養士が、医師、看護師、保育士等と連携し、児の健康状態や発達段階を踏まえて栄養アセスメントを実施し、適切な栄養量、食形態及び食事提供方法を設定することが必要です。また、食物アレルギー対応食や嚥下調整食等の作成や調整を行い、成長や栄養状態を継続的に評価し、必要に応じて計画を見直すことも必要となります。さらに、家庭に対して食事介助や調理方法等に関する助言を行うとともに、医療機関の管理栄養士、学校の栄養教諭・学校栄養職員等との連携し情報を共有することで、就学後も切れ目のない栄養支援を行うことが可能となります。

このような支援を円滑に行うため、保育所等においては管理栄養士・栄養士の配置を推進するとともに、管理栄養士・栄養士が不在の施設においても、地域の栄養士、保健センター、医療的ケア児支援センター等との連携により専門的支援を受けられる仕組みを構築することが望ましいと考えます。

#### （4）家庭・保護者への支援の課題

家庭の食環境や保護者の栄養・食生活への意識は、子どもの食習慣の形成に大きく影響します。

保育所等での食育を効果的に機能させるためには、家庭と連携した食育の推進及び保護者への支援が重要となります。

しかし、現行指針では、保護者への支援に関する記載が限定的であり、食育や栄養食事支援等を通じた家庭支援の重要性が十分に示されているとは言えません。

### 3 意見・提言

#### （1）乳幼児期の発育発達における栄養が果たす基礎的役割の明確化

現行指針の保育の内容では、「食習慣の形成」の視点が中心であり、乳幼児期の発育発達に栄養が果たす基礎的役割が明記されていません。保育所等における食事提供は、乳幼児に必要かつ適切な栄養を確保するとともに、一人一人の発育発達に応じた栄養摂取ができるよう支援を行うことが必要であり、栄養が果たす基礎的役割を明確にしてください。

#### （2）栄養士の実務を明記し、配置されていない場合の地域連携体制の整備

保育所等における栄養士の実務は、食事提供にとどまらず、乳幼児の発達支援・健康管理・保護者支援を含む多面的な専門職務が求められており、乳幼児期の発育発達における栄養が果たす基礎的役割に鑑みると、栄養士の配置が望まれます。「栄養士が配置されている場合」には、その専門性を生かし、保育士・調理員等との協働による栄養支援体制の下で栄養管理及び食育支援等を行うことを明記してください。

また、栄養士の配置が困難な施設においては、地域の行政機関、学校、医療機関等の管理栄養士・栄養士との連携体制を整備し、定期的な助言・巡回指導・研修支援を受ける仕組みを設けることを検討してください。

### (3) アレルギー児、障害児や医療的ケアの必要な児への栄養支援体制の整備

保育所等においては、栄養士が医療機関の医師、管理栄養士、看護師や行政機関の管理栄養士、保健師等の医療職が連携し、食物アレルギー児、障害児や医療的ケアの必要な児の栄養摂取方法・食形態・摂取量・安全な食事環境について助言・調整を行う体制を整備することが必要です。食物アレルギー児に加え障害児や医療的ケアの必要な児を含め、栄養面からの支援を必要とする全てのこどもへの包括的支援方針を明記してください。

また、食物アレルギー児への個別対応においても、医療機関の管理栄養士との情報共有及び食事内容の整合性確保を図るとともに、保育所等での栄養支援を栄養教諭・学校栄養職員等と連携して就学後へ円滑に引き継ぐ体制を整備することが必要です。さらに、保育士、栄養士、調理員を対象に、乳幼児期の栄養、食物アレルギー、障害児や医療的ケアを必要とする児の対応、家庭支援に関する専門性を向上するための共通研修を拡充してください。

### (4) 家庭・保護者への支援の強化

保育所等は、家庭と連携しながら乳幼児の健全な発育発達を支える役割を担っています。

とりわけ、家庭との連携を密にし、保護者がこどもの食や栄養の重要性を理解し、家庭生活においても望ましい食習慣を形成できるよう支援することが必要です。

保育所等における食育の成果や栄養支援を家庭生活に接続させるために、保護者に対しこどもの発育発達や栄養に関する情報提供、個別相談、食育講座等を行い、保護者の理解と実践を促すことを具体的に示してください。

また、地域の行政機関、学校、医療機関等と連携し、家庭への支援を継続的に行うことができる体制整備についても、指針に盛り込んでください。